

精神障がい者に対する 医療費助成制度が変更されます

この度、精神障がい者に対する医療費制度につきまして、重要な変更がございます。精神障がい者のより適切な医療につながり、安心して治療や社会参加を続けていただけるよう、助成の仕組みを見直しました。今回の見直しにより、対象となる助成の範囲や自己負担の取扱いが変更となります。皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 施行日

令和8年10月1日（同日以降の診療から変更されます）

2. 改正の詳細

制度	内容	現行(令和8年9月30日まで)	新制度(令和8年10月1日から)
重度 障害者 医療	精神障害者の 対象者	精神障害者保健福祉手帳 1・2級所持者 ※所得制限あり	精神障害者保健福祉手帳 1級所持者 ※所得制限あり (2級所持者は対象外となります)
	◆精神障害者保健福祉手帳2級所持者の方は、 自立支援医療(精神通院)や下記制度を活用いただく形に移行します。		
精神 障害者 医療 (入院)	対象者	当町に住所を有し、 精神疾患による入院が 3か月以上の精神障害者	当町に3か月以上住所を有し、精 神疾患による入院をした 精神障害者 (入院1日目から助成対象)
	助成額	医療費および食事療養費の かかった費用の半分	医療費の かかった費用の半分 (上限 30,000円/月)
	◆入院期間の制限が廃止となり、対象となる方の範囲が拡大されます。		
精神 障害者 医療 (通院)	対象者	自立支援医療受給者のうち 所得区分が 非課税(低1・低2)の方	変更なし
	助成額	自立支援医療で かかった費用の半分	自立支援医療で かかった費用の半分 (上限 1,250円/月)
	◆助成額の上限を設定し、対象者間において等しく医療費が助成されます。		

長泉町福祉保険課 福祉チーム

TEL : 055-989-5512 FAX : 055-989-5515

MAIL : fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

申請方法

● 重度障害者医療費制度

精神障害者保健福祉手帳 2 級の方については、
令和 8 年 9 月 30 日（現在お持ちの受給者証）をもって自動的に資格喪失となります。
更新案内は届きませんので予めご了承ください。

● 精神障害者医療費助成制度（入院）

- ① 医療機関へ窓口負担額を全額支払います。
- ② 申請書を記入します。
- ③ 医療機関から証明事項を申請書に記載していただきます。
（医療機関によって別途料金が発生する場合があります。）
- ④ 申請書を福祉保険課へ提出します。
- ⑤ 制度の対象となった場合、医療診療月から約 3 か月後に指定の口座へ振込まれます。
※入院期間が長期に及ぶ場合は、毎月申請が必要です。ひと月 1 枚の申請書となります。

● 精神障害者医療費助成制度（通院）

- ① 対象となる可能性のある方に対し、役場から通知が届きます。（9 月、3 月頃）
- ② 指定された期日までに必要書類をそろえて福祉保険課へ提出します。
- ③ 審査を経て、医療費の一部が指定の口座へ振込まれます。
※自立支援医療（精神通院）で利用している「自己負担上限額管理シート（青色）」
が必要になります。大切に保管をしてください。

Q&A

● 重度障害者医療費制度に関して

Q. 重度障害者医療から精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者が対象外になるのはなぜ？

A. これまで町では独自に精神障害者保健福祉手帳 2 級の方も対象としてきましたが、
制度の位置づけや利用状況を踏まえ、対象範囲を見直すこととしました。

● 精神障害者医療（入院）に関して

Q. ひと月あたりの助成上限金額が設定されるのはなぜ？

A. 医療保険制度では加入されている保険や所得によって、自己負担限度額が異なります。
今回、入院期間の制限なくすことに伴い、制度を安心して運営し、より多くの方に
助成を行うために、1 か月あたりの上限額を設けることとしました。

● 精神障害者医療（通院）に関して

Q. ひと月あたりの助成上限金額が設定されるのはなぜ？

A. これまでの助成制度では、所得区分などにより助成額に差が生じていました。
制度の公平性を保ち、今後も安定して助成を継続していくため、1 か月あたりの
上限額を設定することとしました。